

# リスクアセスメントの原点

労働衛生コンサルタント 木田 哲二

## 1. はじめに

本稿は、「労働の科学」の本年度9月号に掲載されたものを本会会員向けに書き換えたものである。本稿の趣旨は、手順や点数化の議論のみが先行している感のあるリスクアセスメント手法の原点を見つめなおすことにより、その導入指導を効果的に行うひとつの考え方を提示することにある。

今の日本には、労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）に関して、多くの誤解が生じているように思える。例えば、「認証登録制度は、日本の実情にそぐわない」というのもそのひとつであるが、これも「実情に見合わない費用を要する」という修飾詞が抜け落ちて語られている感がある。安価であれば、認証登録制度はOSHMSを普及させるためには、非常に有効な制度であると考えているのは私だけだろうか。

さて、本稿で取り扱うリスクアセスメント（RA）に生じている誤解といえば、手順と点数化に関することである。一定の手順は必要だと思うし、点数化も必要ならばしなければいけないが、このふたつだけが先行し、RAを大変厄介なものという印象にしている感が否めない。

リスクアセスメントは、日本で行われるようになって歴史も浅く、指導方法も確立されていない。また、成書では日本の先進企業の報告例であり、そのままでは大多数の中小企業に応用できない。

しかし、本来、OSHMSとは、継続的改善が前提である。その最初の作業であるRAのみに多くの時間を割くことよりも、本質的な労働安全衛生改善に活動の中心を置くためにも、RAも必要最低限の作業を行い、その後必要とあれば改善すればよいという考え方が重要なのである。厳密な手順であるとか細かい数字あわせに汲々となる必要もない。

OSHMSは、国内のすべての企業が安全衛生を継続的に改善したいと思う時に構築するものであるが、簡素で効果的なRAというものがあるのも良いと思う。ILO-OSH2001の「業態別のガイドライン」とはそのような考え方を言い表していると私は解釈している。

## 2. リスクアセスメントの原点

先日、ある企業の安全衛生担当者と話をしていたら「リスクアセスメントって点数がどうの、表がどうのとなんだか面倒くさそう」とRAに対する困難さを訴えられたところがある。大切なのは、RAの原理原則を理解することであり、その原理原則を企業の安全衛生活動の中に取り入れて、使用可能なリスクの一覧表を作成することである。では、RAの原理原則とは何であろうか、それから考えてみたい。

「あなたの会社の企業活動に伴い、考えられる危険をなるべく重いものから順に書き出して表にして下さい。」この問いかけに答える形で作成された表がRAの原点であると考えてよい。実際には、ハザードを特定し、リスクを見積もり、そして、そのリスクが全体のリスクの中でどの位置にあるのかを評価することが必要なのであるが、企業規模によってはリスクの見積りがそれ程精密でなくても良い場合もある。

よく、成書で見る点数化は、企業活動が大きくなり、リスクが膨大な数にのぼることによりリスク相互の比較が困難であるから行うことであって、50程度のリスクしか上がらない場合には点数化など必要ない。このように、RAを簡単な言葉で表現し伝えることが今の国内のRAの指導書に欠けているのではないだろうか。

表1 職場の危険探し

何が	どうすると	どの程度	現在の対策
階段拾い掃き	踏み外し転倒転落	死亡	教育
浄化水槽	階段のぼりの転落	死亡	安全帯
照明器具清掃	感電	死亡	なし
照明器具清掃	脚立からの転落	死亡	教育
ポリッシャー	転倒(滑りやすい床)	重症	なし
シンナーでの拭取り	風通しが悪いと急性中毒	重症	教育
以下省略.....			

表2 職場の改善状況

リスクの程度	H14	H13	H12
死亡	12	13	18
教育対策済み	8	4	0
注意表示のみ	1	1	3
対策なし	3	8	15
重症	18	21	20
教育対策済み	9	5	0
注意表示のみ	7	8	10
対策なし	2	8	10
以下省略.....			

### 3. 簡単なリスクアセスメントの例

清掃業者で行ったRAの一例を紹介する。

RAの初期導入としては、表1で役割を果たすことが出来る。「作業頻度」や「危害の回避の程度」等は省略した。もちろん、今後、これらの因子が必要ならば、この表に加えるのであるが、中小企業では、これらの因子は社内の周知の事実であることが多い。最初の段階では、そのような周知の事実を加えるよりも、まず、リスクの一覧表を会社の中に作り出すことのほうが重要なのである。

人材や費用、そして時間が限られている中小企業に対して、新しい概念を導入する場合は、出来るだけ簡素にした形に作り直して提案する方が受け入れられやすい。またRAの原則として、すべての企業活動に伴うリスクを拾い上げる事は必要だが、軽い危害まで拾い上げる必要はない。あくまでも、危害が重篤なものから扱えば良いのである。

ある企業では、「リスクアセスメント」という言葉さえ、何度説明しても理解してもらえなかったこともある。そういった経験から、最近では「職場の危険探し」と言葉を変えてRAを紹介することもある。大切なことは、分かるように伝えるということである。

### 4. リスクアセスメントの妥当性

ちなみに、このような簡素なRAでOSHMSのパフォーマンス測定が出来るのかという根本的な問いかけもあろう。表1の例では表2を作成することで安全衛生の改善の測定は可能である。

表2からは、死亡や重症となるようなリスクが年々減少しており、なおかつ、教育対策が取られているリスクが増えている。つまり、安全衛生活

表3

ランク	リスクの程度	目安
S1	些細な危害	病院に行く必要がない程度の傷害。 例：軽微な擦り傷・切傷程度。
S2	軽微な危害	病院で1回～数回程度の治療が必要な傷害。 例：打撲、一過性の軽度の有機溶剤中毒、異物の目への混入、縫合を伴う小さな擦り傷・切傷、軽度の火傷等。
S3	中程度の危害	入院を要し、完治のため1ヵ月以上の治療が必要な傷害。 例：骨折、指先の切断、縫合を伴う大きな擦り傷・切傷、重度の火傷等。
S4	重大な危害	死亡もしくは重い後遺症を残すことになる傷害。 例：回復できない意識障害、上肢・下肢の切断、脊髄損傷等。

動が充実していることが分かる。この改善状況表が作り出せるのであれば、RAは成功であると言って良いと思う。

### 5. 点数化の注意点

企業活動が大きくなり、RAを行うと100以上のリスクが出て、到底ひとつの表では扱えなくなった場合にはじめて点数化が必要となる。弊所では基本的には、「危害の程度」と「危害の発生可能性」によるマトリックス法を薦めている。理由は、見積もりの因子がふたつですむという点からである。この時に大切なのが、各因子の判定基準をなるべく明確にすることである。例えば、「危害の程度」を表3のように定義すると理解されやすい。ポイントとしては、「例」を実際の現場に則して提示する点である。

### 6. リスクの認定

RA 表が一応の完成をみた時に、ひとつ重要なことがある。それは、「それらのリスクは、誰が認めたリスクなのか？」という事を明確にすることである。つまり、あげられたリスクを企業のものとして認定するためにはそれなりの手続きが必要である。手順も簡素にすべきであるが、この手続きだけは省略してはいけない。

リスクの認定とは、労働安全衛生の現場に労働者参加と使用者責任を実現することにつながる。もちろん、リスクを拾い出す段階で作業者に参加してもらうことは言うまでもないが、RA 表が完成した時点で「労働者に参加」してもらい、「私たち働く人間は、これらのリスクを認識し、常に企業活動に伴うリスクを軽減するために改善提案を行い、決められた安全作業標準を遵守する」事を明確にするために、それぞれの労働者が知っておくべきリスクについて十分な説明がなされなければならない。

また、「使用者責任」の側面からは、企業トップが重篤なリスクについては実際に現場を確認し、対策の必要性を実感する必要があることは言うまでもないし、リスクを十分に労働者に説明する必要がある。つまり、すべてのリスクは労働者にも使用者にも認められるものでなければならない。「労働者参加」と「使用者責任」は、高級な考え方もかもしれないが、RA の最終段階で強く意識することが出来る。

## 7. リスクアセスメントの効果

RA を行うことの効果は大きい。当然の事ながら、RA 表が存在することにより、安全衛生活動の対象が明確になり、対策が計画的かつ積極的にとられるようになる。RA を行った企業はまず、間違いなく安全衛生委員会が活発化し、実質的な安全衛生活動も前進する。

また、あるリスクを評価する時にそれまでは、「危険か否か」という議論しか出来なかったのが、「このハザードは」とか「リスクの程度としては」といったように、リスク分析を行いながらより正確にリスクを扱うことが出来るようになる。

そのような場面に居合わずと「この企業は、安全衛生の面で成長した」と実感できる。それまでは、声の大きな方が正しい意見として通っていたものが、「リスクを正しく分析した方が正しい意見」となるのである。これこそが、RA の最大の効果であろう。その後、安全衛生活動にPDCA サイクルと役割責任を明確にし、その方法を文書化すれば、OSHMS の原型らしきものが出来上がっていることも珍しくない。

## 8. OSHMS も簡素に

あえて言うが、OSHMS の構築指導をする時に、最初に規格を持ってきて、その規格に適合させる体制を作ることを目指しているコンサルタントはいないだろうか？もちろん、これが普通の指導方法なのであるが、私は、この指導の仕方可否と言いたい。まず、規格をよく読んでしっかりと理解した後は、その規格を自由に使って、指導すべきである。規格の内容と企業の状況を総合的に判断し、その企業のために必要で実現可能なものは何なのかをしっかりと把握し、段階的に実行可能な構築プランを提示することが一番効果的な構築方法だと考えている。

安全衛生活動の指導の原則は、実行可能な活動を少しずつ実現していくということであると考えている。どんなにすばらしいことを指導したとしてもそれは、絵に書いた餅に過ぎない。実際にはOSHMS の完成までに規格を何段階かに分けて構築指導をすべきである。昇りやすい階段をゆっくりと手を引いてあげるように指導することが大切である。そのための階段を上手に作ってあげることが、コンサルタントとして一番の腕のみせどころである。そして、最終的なOSHMS の完成（規格への適合）は3年ほどかかってもいいのではないだろうか。大切なのは、「無駄のない確実な継続的改善」である。具体的な規格の段階付けについては機会があれば改めて申し述べたいと思う。

原理原則だけはしっかりと把握しながら、もっと自由にRAも含めてOSHMSを扱うことが今の日本には必要なのであると私は感じている。